

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>【本編】 II 銀行監督上の評価項目 II-2 財務の健全性等 II-2-4 信用リスク III-2-4-1 意義 III-2-4-2 主な着眼点</p> <p>信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</p> <p>(1) 取締役会は、銀行全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。また、営業推進部門と審査管理部門の分離等適切な与信管理・審査管理体制を整備しているか。</p> <p>(2) 特定の業種、企業グループ、地域、融資商品などのリスク特性が相似した対象等、リスク管理上重要なセクターの内部定義が適切に行われているか。また、業種別、地域別等のポジション及びリスクの内訳を適切に把握しているか。</p> <p>(3) 取締役会等は、合理的な基準に基づき経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先を抽出し、その信用状況や財務状況について、継続的なモニタリングを行うこととしているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>【本編】 II 銀行監督上の評価項目 II-2 財務の健全性等 II-2-4 信用リスク III-2-4-1 意義 III-2-4-2 主な着眼点</p> <p>信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</p> <p>(1) 取締役会は、銀行全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。また、営業推進部門と審査管理部門の分離等適切な与信管理・審査管理体制を整備しているか。</p> <p>(2) 特定の業種、企業グループ、地域、融資商品などのリスク特性が相似した対象等、リスク管理上重要なセクターの内部定義が適切に行われているか。また、業種別、地域別等のポジション及びリスクの内訳を適切に把握しているか。</p> <p>(3) 取締役会等は、合理的な基準に基づき経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先を抽出し、その信用状況や財務状況について、継続的なモニタリングを行うこととしているか。</p> <p><u>(注) 国際統一基準行においては、主要行等向けの総合的な監督指針III-2-3-2-2-2 (1) 及び(8)を参照し、これらに準じた大口与信管理を行うものとする。</u></p> <p>(以下略)</p>